

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみ会定款第15条に規定する役員及び第5条に規定する評議員並びに第6条第2項の評議員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は総額4,300,000円以内とし、理事の報酬は日額13,500円とする。ただし、理事長はその勤務実態から、当分の間月額300,000円以内とする。又監事の報酬は日額16,500円とし、理事会出席の場合は13,500円とする。

2 評議員の報酬は総額700,000円以内とし、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬は日額9,300円とする。又監事が評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬は日額9,300円とする。

3 理事長、職員兼務の理事には、この規程に定める日額の報酬は支給しないものとする。

4 評議員選任・解任委員兼務の職員には、この規程に定める日額の報酬は支給しないものとする。

5 理事長に事故あるとき又は欠けたときの理事長の職務代理の理事については、その勤務日数により理事の日額報酬を支給する。

6 理事長が、月の途中で就任又は退任したときは、その月の報酬は、日割計算の額により支給するものとする。ただし、引き続き理事長が再任した場合は、この限りでない。

(報酬の支給日)

第3条 日額の報酬は、勤務日に支給し、月額の報酬は、職員の給料支給日と同一日に支給する。ただし、その日の支給に支障がある場合は、他日に支給することができる。

(法定控除)

第4条 役員等の報酬支給に際しては、所得税法等法令に定める額を控除する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定による日額の報酬は、法人成立の日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和元年5月31日から施行する。